

新型コロナウイルス「まん延防止等重点措置」に伴う 河川敷の利用について（お願い）

土岐川・庄内川の河川空間は、皆様が自由に利用できる空間として、ご利用いただいております。しかし、愛知県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の実施区域となり、岐阜県においても県独自の「非常事態宣言」を発令するなど、公園等における集団で飲酒等は感染リスクが高まるため、自粛を求めています。

つきましては、河川敷において、集団での飲酒など、感染リスクが高まる行動につきましては、控えていただきますようお願い致します。

新型コロナウイルス
「まん延防止等重点措置」発令中!!

河川敷において
集団での飲酒など、
感染リスクの高まる行動
については控えてください。

国土交通省 庄内川河川事務所

問合せ先：国土交通省 庄内川河川事務所（名古屋市北区福德町5-52）

T E L : 052-914-6711（代表）

副 所 長 竹原 雅文

管理課長 行方 敏剛